

三芳町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する規則

平成28年12月28日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法で定めるところによる。

(申請者)

第3条 町長は、法第115条の45の5第1項に規定する申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定をしない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が、法第115条の45の5第2項に規定する基準に従い適正な第1号事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、法第115条の2第2項第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定に該当する者であるとき。
- (4) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る三芳町行政手続条例（平成9年三芳町条例第3号）第15条第1項の規定による通知（この条において「聴聞通知」という。）があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
- (5) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないとすることが相当であると認められる場合を除く。
- (6) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞通知が

あった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(7) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から当該検査の結果に基づき指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日までの間に第7条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(8) 第6号に規定する期間内に施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、聴聞通知があった日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(9) 申請者が、指定の申請前5年以内に第1号事業及び法第23条に規定する居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(10) 申請者が、三芳町暴力団排除条例（平成25年三芳町条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有すると認められるものであるとき。

(11) 申請者の役員等に第3号から前号までのいずれかに該当する者を含むものであるとき。

（有効期間）

第4条 施行規則第140条の63の7の規定による町が定める期間は、6年とする。ただし、指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第5条に規定する指定訪問介護事業所をいう。）又は指定通所介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第93条に規定する指定通所介護事業所をいう。）にあっては、当該指定を受けている有効期間の満了日とし、当該事業者が指定の更新をする場合は、6年とする。

（指定の通知等）

第5条 町長は、法第115条の45の5第1項に規定する申請があったときは、指定の適否を審査し、法第115条の45の3第1項に規定する指定をするときは、指定通知書（様式

第1号)により、指定をしない場合は、不指定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(指定の更新の通知等)

第6条 町長は、法第115条の45の6第1項に規定する申請があったときは、指定の適否を審査し、法第115条の45の3第1項に規定する指定をするときは、指定更新通知書(様式第3号)により、指定をしない場合は、更新不指定通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(指定の取消し等)

第7条 町長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消したとき、又は当該指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消(停止)通知書(様式第5号)により、当該指定事業者通知するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第8条 第5条及び第6条に規定する申請については、電子情報処理組織(町の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を言う。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(事業者情報の提供)

第9条 町長は、第5条の規定による指定の申請及び第7条の規定による届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業者の名称及び所在地
 - (2) 当該事業者の指定の申請書及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
 - (3) 指定年月日
 - (4) 事業開始年月日
 - (5) 運営規程
 - (6) 総合事業(介護保険)事業所番号
- (その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 町長は、この規則の施行のために行う例規の整備その他必要な行為は、施行日前においても行うことができるものとする。

附 則 (平成30年規則第6号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規則第18号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年規則第4号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。